

中世アンダルシア地方都市カルモーナ

— 研究の現状に関する覚書 —

林 邦 夫

Carmona, a Medieval City in Andalusia :
A Note on the Present Condition of Study

Kunio HAYASHI

はじめに

カルモーナはセビーリャの東北東30kmほどに位置する小都市であるが、本稿は中世アンダルシア諸都市の史料公刊状況と研究動向の把握のために行なっている一連の作業の一環として、このカルモーナを取上げ、研究の現況を整理しようとする試みである。小都市カルモーナを敢えて取上げたのは、最近 Manuel González Jiménez〔以下、G. J. と略記〕が、中世カルモーナに関して精力的な研究を展開していることに注目したからに他ならない。G. J. はカルモーナの出身で、ラ＝ラグーナ大学補佐教授、セビーリャ大学助教授を経て、現在、同大学教授（中世史学）であり、再征服以後のアンダルシア中世史を専門としている¹⁾。彼以前には後出〔I〕(1)の史料集の公刊を除くと中世都市カルモーナに関する研究でとり立てて見るべきものはなく、また現在までのところでは彼以外に中世カルモーナに関する研究を公表している研究者は管見の限りではない。従って彼の業績を眺めることがそのまま中世都市カルモーナ研究の現況把握につながることに言える。そこで以下では、主として G. J. の業績を分野別に分類して見ていくことにする。

I 史 料

(1) カルモーナ古文書集成²⁾ — Hernández Díaz らセビーリャ大学の3人の研究者によって1941年に公刊された史料集であり、主任司祭組合文書 (Archivo de la Universidad de Curas Párrocos, AUP と略記) とカルモーナ公立文書館 (Archivo Municipal, AM と略記) 所蔵文書の夫々の一部を収録しており、文書全体を活字化したもの64点、内容要約のみの文書216点とカトリック両王文書録 (El Tombo de los Reyes Católicos) を含んでいる。文書は年代順に配列されており、最古のものは1252年5月8日付のフェルナンド3世がカルモーナに付与した特別法であり、最も新しいものは、1506年9月8日付のものである。〈文書録〉の原本はカトリック両王がカルモーナに付与した諸文書の後に続いて、それ以前の時代の文書が配列されるという構成となっているが、

これは年代順に配列換えせず、原本の構成を尊重してそのまま活字化されている。文書の活字化の様式は、全文活字化の場合は、まず日付、場所が劈頭にあり（従って文書番号は付されていない）、次いで内容要約、文書の大きさ、文書の整理番号、文書全体の活字化となっているが、例えば上記の特別法のような重要文書の場合には編者による解題が付されている。要約のみの文書は、日付、場所、内容要約、文書の整理番号という様式になっている。〈文書録〉は125葉から成り（94葉までは番号あり）、第1～61葉がカトリック両王の王令(ordenanzas)であり、62葉以降はフェルナンド3世の特別法を筆頭とする諸文書の転写からなる。本史料集では46葉までは全体を活字化し、47～61葉については13の文書の表題と日付のみを示し、62葉以降の部分についてはアルフォンソ10世のカルモーナ属域の境界設定に関する命令のみを全文活字化し、その他には原本の存在しない重要性のより低い6点の文書の表題と日付を示し、以上の7点以外の文書については上記の年代順の文書配列の中に組み込んでいる。なお、巻末に人名索引・地名索引がある。

(2) **カルモーナ公立文書館所蔵文書目録**³⁾ — G. J. は後出の学位論文作成のため1966年に当文書館の所蔵文書の調査・利用を開始したが、その副産物といえるのが本目録である。2巻から成り、第1巻は1249～1474年、即ち1247年のカルモーナ再征服から、エンリーケ4世治世の末年までの文書を対象としている。文書の総数は594点で、内容は国王書簡・特許状、訴訟文書、カルモーナ町参事会と国王や他の近隣の市参事会との通信文、町参事会への私人の請願、などとなっている。文書数は時代が進むにつれて増大し、とりわけ町参事会議事録(Actas Capitulares)の始まる1464年以降、この傾向が著しい。各文書の目録の構成は、文書番号、日付、場所、内容要約、原本(A)、写本(B)(C)…の挙示、活字化されている場合の文献の挙示となっている。巻末には人名索引、地名索引が付されている。第2巻は1475～1504年、即ちイサベル1世の治世の文書を対象としている。当初は1516年までを予定していたが、文書数が余りに庞大となるために断念したという。文書の総数は2060点で、目録の構成は第1巻と全く同様であり、人名索引・地名索引も同様に付されている。第2巻で目録化された文書が当該時代の所蔵文書の全てである訳ではなく、管財役帳簿(libros de cuentas del mayordomo del concejo)、町収入徴収請負帳(cuadernos de arriendos de rentas municipales)、その他の庞大な未整理文書は全く目録化されていない。

(3) **カルモーナ都市法**⁴⁾ — G. J. によって初めて公刊された。原本はカルモーナ公立文書館所蔵で、番号の付された141葉と索引(2葉)と番号のない8葉から成る。最後の8葉は、小道(歩行者・家畜用)の境界証書(apeo de veredas)、属域内の囲い牧地(dehesas)のリスト、宿屋(mesones y ventas)の料金表、給与・賃金規定、1482～1568年(グラナダ戦争の開始からフェリーペ2世の王太子ドン・カルロスの死まで)の主要な出来事の一覧表を含んでいる。編者によれば都市法の成立過程は次の様であった。まず1495年に既に都市法書が存在していたことが知られるがこれは一部分しか現存しておらず、一時的な性格の文書であったと考えられる。その後、次々と追補がなされて混乱し、扱いにくくなったため改訂の必要が生じ、1510年頃に作業に着手、1511年10月24日に完了した。この最初の集大成の原本は現存せず、その写本の最古のものが1525～35年の間に作成さ

れた。この写本の悪化か散佚を補うために1536~37年にその一部分(30葉)が最初の写本の書記とは別な書記によって作成されたと推定され、公刊の原本となった文書は二つの異なった字体から成っている。最古の写本作成後の条例もこれに追加して縫い合わされており(例えば、属域内での不正行為に課せられる罰金の徴収請負の条件(fol. 13), Marchenaとの協定(fols. 116v.-117v.)など)、また追加の書込み(これは刊本の脚註で活字化されている)も見られる。

都市法の内容は、以下の47項目⁹⁾に関する規制・規則などから成っている。①町参事会、②町主催のキリストの聖体の祝日、③町役職(町代表 procurador, 収入役 contadores, 監察役 veedores)、④町参事会公証人・一般公証人(escriuanos públicos)、⑤管財役(mayordomos)、⑥属域監視人(guardas del campo)、⑦治安役(alguaziles)、⑧訴訟代理人(procuradores)と町参事会の守衛(portero)、⑨無宿者の労働者(albarranes)、⑩牧畜業者組合のアルカルデ(alcaldes de Mesta)、⑪度量衡検査人職(aomotaçenasgo)、⑫織物搬入税(meaja)、⑬播種畑(semesteras)、⑭刈り田(rastrojos)、⑮脱穀場(heras)、⑯囲い牧地(dehesas)、⑰かし林(enzinales)と森(montes)⑱森、⑲野火(fuegos)。〈付〉草の多い年、⑳囲い地(cotos)と耕地(heredades)。㉑属域(terminos)。〈付〉1493年のLoraとの間の属域に関する協定、㉒町有囲い牧地、㉓売春宿(mesón de la mançebía)、㉔種ロバ(garañon)・馬飼い(yeguarizos)・小馬番人(potrereros)、㉕仲買人(corredores)、㉖小麦粉秤(peso de harina)、㉗粉ひき人(molineros, atahoneros)、㉘食肉市場内の町有盤台(tabla)、㉙肉屋(carniçeros)、㉚魚市場(pescaderas)、㉛狩猟(caça)、㉜ブドウ酒搬入税と居酒屋(taverneros)。〈付〉ブドウ酒搬入税の徴収請負の条件、㉝水(aguas)。〈付〉1535年の水に関するMarchenaとの協定、㉞泉(fuente)と水汲み人(açacanes)、㉟小道(veredas)と徒渉場(vaderas)。〈付〉属域内の小道のリスト、㊱絵師(pintores)、㊲町有家畜囲い場(corral)、㊳スパルト職人(esparteros)、㊴日雇い労働者(jornaleros)、㊵亜麻搗き職人(majadores de lino)と亜麻打ち職人(espadaadores)、㊶オリーブ搾油職人(molineros de azeyte)、㊷石灰職人(caleros)、㊸Almalahaの囲い牧地、㊹養蜂業者(colmeneros)、㊺建築業者(alarifes)、㊻宿屋(mesoneros y venteros)。〈付〉宿泊料金表、㊼他所者(forasteros)への馬の売却禁止と牛皮(corambre)の搬出禁止。

以上の様に項目のみを列挙しても内容について説明を加えないと理解し難い場合が多い。例えば、⑨は無宿者の牧業労働者の居住権取得についての規則であり、⑩は牧畜業一般についての諸規制の集成であり、また⑬~⑮は家畜が夫々に与える被害に関する規定である。しかし各項目について逐一詳細な説明を加えることは都市法の具体的検討に関わる別個の課題であると考えるので、ここでは項目の列挙のみに留めておく。

さて、編者は以上の都市法の他に付録として以下の7点の文書を活字化している⁶⁾。①公共建築の費用に関する16世紀中葉の文書、②猟師(caçadores)に関する1541年の文書、③パン焼がまについての1555年の文書、④塩供給人(basteçedores de sal)に関する1555年の文書、⑤食肉・果物・魚の監査役(fieles)の徴取する料金表、⑥給与・賃金に関する1552年の規定、⑦属域内の囲い牧地の

リスト、(⑥⑦は前出の8葉の文書に含まれているものと思われる。)

警見の限りでは、カルモーナ都市法は、町の統治構造、町財政、農牧業、食料供給、手工業といった都市生活に関わる殆どすべての分野に亘る包括的な都市法であり(この点、同じ編者による1535年のコルドバの都市法⁷⁾とは対照的である)、カルモーナの個別研究の重要史料であると同時に、中世カスティーリャ都市法の一つのモデルとなり得るのではないかという印象を受ける。

(4) 受禄聖職者組合文書目録⁸⁾ — 13世紀後半に設立された受禄聖職者組合(前出(1)の主任司祭組合と同じもの)文書(Santa María de la Asunción 共住聖職者教会所蔵)のG. J.による目録であり、1252~1515年の122点の文書(13世紀5点、14世紀25点、15世紀81点、16世紀11点)が前出(2)の目録と同じ構成で示されている。この内27点は、既に前出(1)の史料集において活字化されている。

II 総合的研究

G. J.の学位論文『中世における都市カルモーナ(1464~1523年)』(1973年)⁹⁾は、〈序〉によれば元々町参事会に関する制度史的研究として構想されたが、それを取巻く社会経済的現実の分析も必要であるとの判断から、この側面にも十分な論述がなされている。本書の構成は、Valdeón Baruqueによるはしがき、序、史料・文献目録、第1部(全3章)、第2部(全3章)、結論、付属史料(全31点)となっているが、まず手稿史料について見ておこう。

利用された手稿文書は次の通りである。(I)カルモーナ公立文書館。①町参事会議事録(Libros de Actas Capitulares, 1464~1523)。議事録の他に、国王書簡、町参事会への請願書、条例、覚書、会計書類、町参事会と国王・貴族・セビーリャの教会当局・他の市町村との通信文、公証人証書、^フラード表や町参事会員の通達などを含む。②請願書(Libros de peticiones, 1517~1523)。③王令(Legajos de Provisiones Reales, 1474~1516)。④町収入徴収請負帳(Cuadernillos de rentas de propios, 1484~1519)。⑤会計帳(Libros de Cuentas, 1500~1524)。⑥訴訟文書(Legajos de pleitos, 15・16世紀)。⑦町有地地代帳(Libros de terrazgos, 1501~1518, 1523~1547)。⑧住民名簿(Padrones Municipales)。7小教区毎に年次の異なる住民名簿(1508~1520年の間のもの)がある。⑨同職組合条例(Legajo de Ordenanzas de Gremios, 16世紀中頃)。⑩雑(Diversos)。属域関係文書(libros de tierras)、免税特権・居住権関係文書(Libro de franquicia y vecindad, 両者とも15世紀)、牧畜業者組合文書(Libro de Mesta, 1514~1517)、共同穀倉関係文書(Libro 1°. del pósito, 16世紀)、カトリック両王文書録(El Tumbo de los Reyes Católicos del concejo de Carmona)、条例・特許状集(Libro de Ordenanzas y Privilegios)、カルモーナ都市法(Ordenanzas Municipales, 前出[I](3))。

(II)カルモーナ教会文書館。①Santa María小教区教会文書。②San Bartolomé小教区教会文書。③受禄聖職者組合文書。④Madre de Dios修道院(ドミニコ会)文書。

(Ⅲ)カルモーナ公証人文書館 (Archivo de Protocolos de C.)。期間の異なる (1504～1529年の間に入る) 六つの公証役場 (escribanía) の文書。

(Ⅳ)セビーリャ市立文書館。市参事会議事録 (1472～1479年) など。

(Ⅴ)セビーリャ大聖堂文書館。大聖堂収入会計帳 (Libro de cuentas de las rentas del Cabildo, 1465) など。

以上、立入り過ぎる嫌いはあるが、中世カスティーリャ都市研究のベースとなる素材の在り様について、大雑把なイメージを得るために提示してみた。著者はこれらの手稿史料に公刊史料 (とくにカルモーナに関するものは前出 [I] の (1), (3) のみが示されているが、本書以後に公刊された (2) を加えてもよからう), それに既存の研究を利用して本文を作成している訳だが、その内容をより詳しく見ると、第 1 部・第 1 章・カルモーナ: 町と属域, 第 2 章・カルモーナの人口, 第 3 章・カルモーナにおける土地所有, 第 2 部・第 1 章・カルモーナ町参事会, 第 2 章・町財政, 第 3 章・町の食料供給, となる。第 1 部・第 1 章の内容は政治史的なものであるが、後出 [III] の (1), (2) が同様の内容をより詳しく扱っているのもそちらに譲ることにし、以下ではその他の章の内容を分野別に見ていくことにしたい。

(1) 人口¹⁰⁾ — 人口推計のための史料としては次の 4 種類のものがある。①課税用住民名簿 (padrones fiscales [前出(I) ⑧], 担税者 (平民) のみを含む)。②洗礼簿 (Libros de bautismos [前出(II) ①, ②に含まれる])。③遺言状 (testamentos [前出(III)に含まれる])。④居住権付与帳 (Libro de vecindad [前出(I) ⑩])。人口推計で厄介な問題の一つに、係数問題がある。①からは課税単位となる世帯数 (vecinos) が知られるのみであるから、全人口を算出するにはこれに一世帯 当りの平均人数を係数として乗ずる必要がある。この係数を割出す有力な手掛りとなるのが③である。これ

〈表 1〉 1466～1533年の世帯数と人口

	小 教 区 名	1466年	1508-11年	1515-20年	1528年	1533年
世 帯 数	Santa María	403	314	374	306	203
	Santiago	258	263	284	285	225
	San Salvador	211	78 ¹⁾	156	128	96
	San Felipe	152	156	161	139	130
	San Bartolomé	163	143	159	143	110
	San Blas	143	179	194	169	121
	San Pedro	278	455	649	601	606
	合 計	1,608	1,588	1,881	1,771	1,753 ²⁾
総 人 口	係数 5 の場合	8,040	7,940	9,405	8,855	8,765
	係数 5.5 の場合	8,844	8,734	10,345	9,740	9,641

1) 史料が極めて不完全な状態で残っている。

2) 囲壁内の 6 小教区 (San Pedro を除いたもの) の全寡婦世帯数 262 を含む。史料そのものが小教区毎の数を示していない。

〔出所〕 Carmona, pp. 46-47, cuadros núms. 3, 4.

に示された子供の数は平均すると、3.04人となり、ここから著者は係数値として、5～5.5を提示している。1466～1533年の各小教区毎の世帯数と総人口を示すと〈表1〉のようになる。人口は、この時期、ほぼ8,000～10,000人の変動していたということになる。著者は特記すべきこととして、① San Pedro 城外区 (arrabal) [七つの小教区の内、San Pedro のみが囲壁外にあった] の人口の増加が顕著であること(1466～1533年の間に殆ど倍増している)。② 1466～1508-1511年の間に人口停滞が見られ、1533年頃には人口減少の傾向が看取されること、を挙げている。

人口は流入によっても変動するが、これについては④が有力な材料となる。これからは1473～1520年の間の各年の居住権取得者数が判明するが、その総数は583人である。この内、出所地の知られるのは338人であり、その内訳を示すと、セビーリャ市73、セビーリャ市以外のセビーリャ県203人 (Marchena 25, Fuentes 21, Lora 19など計31市町村)、カディス県12、ウエルバ県5、コルドバ県13、ハエン県2、ムルシア県2、グラナダ王国4、その他 (カスティーリャ、エストレマドゥーラなど) 19、ポルトガル4、となる。移住者の職業は不明の場合が多いが、知られる者188人を多い順に列挙すると、牧畜関係82、召使い26、金属関係19、織物関係16、皮革関係15、自由業14、などとなる。

それでは全人口の職業構成はどうであったのか。これについて前出①の史料の1508～11年に現れる1,656人に関して著者が示したデータを纏めると〈表2〉のようになる。ここから著者は注目すべきこととして以下の3点を挙げている。第1は第1部門 (農牧業) の圧倒的な比重の高さである。農牧業従事者764人を所有の観点から分類すると表のようになるが、著者はこの内の土地のみを所有する152人は小土地所有者であり実質的には農業労働者と異なるところがないとし、この両者に牧人を加えたものを賃銀労働者として括り、土地・家畜所有者と家畜所有者を自立的農牧業者として纏め、前者が535人 (70%)、

〈表2〉 1508-11年の職業構成

部門	人数	職種・身分	人数
第一部門	764 (46.1%)	農業労働者	360
		牧人	23
		土地所有者	152
		土地・家畜所有者	199
		家畜所有者	30
第二部門	127 (7.7%)	織物業	53
		建築業	33
		皮革業	23
		金属業	14
		工芸	4
第三部門	765 (46.2%)	寡婦	337
		貧民	164
		召使	7
		宿屋・居酒屋	13
		食品販売	46
		運送	27
		自由業 ¹⁾	29
		年金受領者 ²⁾	53
		在俗聖職者	41
律修聖職者	48		
計	1,656		

1) 公証人、得業士など13の職種。

2) 町参事会役職者など。

〔出所〕 *Carmona*, p. 56, cuadro núm. 8; p. 58, cuadro núm. 9; pp. 63-64, cuadro núm. 12より作成。

後者が229人(30%)となるという結果から、前者の比重が大きいと判断している。第2は第2部門(製造業)の弱体性である。職人は127人で全体の7.7%を占めるが、これを業種別に示すと表のようになる。第3は第3部門(非生産労働)の過度の比重の大きさである。これを業種や身分に従って細分化して示すと表のようになるが、ここで注目すべきは寡婦と貧民が多いことで、前者は全世帯の20%以上、後者も10%以上の高い比率を占めている。寡婦の全世帯に占める比率は、1466年には6.46%、1533年には20.03%となっており、かかる高い比率はカルモーナの人口構成の大きな特徴であると著者は考えている。

人口を社会階層別に見ると、免税特権層(exentos)と平民(pecheros)とに大別出来る。前者はイダルゴ、町役職者、聖職者に分けられるが、カルモーナにはイダルゴは見られず、これも特徴的なことである。町役職者は、上級アルカルデ、町参事会員、^{レヒドール}、^{フランド}教区代表などから成り、特権層の中心を成している。聖職者は1512年頃には43人おり、小教区教会所属26人、礼拝堂付司祭・受禄聖職者17人に分けられる。平民は寡婦(殆どが洗濯女、商人などとして働いている)、貧民、賃銀労働者(農業労働者、牧者、職人、小土地所有者)、自立的農牧業者(この内、都市騎士 caballeros de cuantia 99人)、自由業者などから構成される。

(2) 土地所有¹¹⁾——土地所有状況を把握するための史料としては、①課税用住民名簿と②公証人文書がある。①は税負担軽減のために不正がなされている可能性があるので信憑性に問題があり、また担税者のみを対象としていること、所有財産を記した名簿は1508年になって初めて現われることなどの限界性をもっている。②は信頼性は高いものの、12ヶ所あったカルモーナの公証役場の内、16世紀初頭については6ヶ所のみ完全な形で史料が残存しているにすぎないという問題点がある。著者は、所有者・団体の所属を基準として、カルモーナの住民の内の(a)俗人、(b)教会(人)(c)カルモーナ以外の住民(不在者)の夫々による所有に分類して考察している。

(a) 俗人所有。カルモーナ住民所有の財産評価額の分布を示すと〈表3〉のようになる。貧困者は評価額の記入されていない者で、寡婦、老人、極貧者、乞食、病人、不具者を含む。500mrs.の層は貧民、1,000~1,500mrs.の層は賃銀労働者に相当し、2,000~2,500mrs.の層は小土地所有者に該当する。そして3,000mrs.以上の層が自立的所有者となる。この3,000mrs.を境にして見ると、それ以上が572人(39.75%)、それ以下が1,016人(65.21%)となり、賃銀労働者層の比重の高さが看取出来る。同じ史料から農地の所有状況が、オリーブ畑、ブドウ畑、耕地といった地目毎に細かく知られるが、これらについて注目すべきは次の2点である。第1は、オリーブ畑、ブドウ畑については零細な規模のものが広範に見られることである。オリーブ畑については5 aranzadas 以下が293であるのに対し、それ以上は86、ブドウ畑は同じく5 ar.以下が418であるのに対して、それ以上は僅か14にすぎない。第2は、耕地が少数者(聖職者、修道院、慈善施設、貴族、役職保有者)の手中に集中し、それらの殆どすべてがカルモーナの外に在り、カルモーナ住民の小作人に土地を貸与していることである。第3は、耕地を所有するカルモーナ住民は少数であるが、彼等は殆どすべて町参事会役職者かその一族であったことである。

〈表3〉 1508-11年のカルモーナ住民の財産評価額

評価額(単位mrs.)	人 数	%
〈貧困者〉 (pobres)	111	6.99
500	136	8.56
1,000	281	17.69
1,500	303	19.00
2,000~ 2,500	185	11.65
3,000~ 5,000	203	12.78
5,001~ 10,000	180	11.34
10,001~ 20,000	107	6.74
20,001~ 50,000	44	2.77
50,001~100,000	9	0.56
100,000以上	5	0.32
記載なし	24	1.51
	1,588	100.00

〔出所〕 *Carmona* p. 94, cuadro núm. 2.

(b) 聖職者所有。教会関係の所有主体としては、①受禄聖職者組合、②教会、③施療院・信心会(16世紀初頭には13の信心会があり、それに付属する九つの施療院があった)、④礼拝基金 (capellania 1533年に21存在した)、⑤修道院 (男子、女子各3)、⑥宗教財団 (fundación piadosa カルモーナ出身のセビーリャの Cardenal 施療院長によって創設) があった。これらによる所有はかなりの規模に達し、とりわけ①による所有は重要であった。

(c) 不在者所有。カルモーナの属域の大半は外部 (とくにセビーリャ) の地代取得者 (貴族、セビーリャ大聖堂参事会、騎士団、セビーリャの諸施療院、など) の手中にあり、彼らはカルモーナの全穀物地代の72%を得ていた。

(3) 財政¹²⁾ — 財政関係の主要史料は、①町収入徴収請負帳と②会計帳であるが、まず著者は収入を3部門に分けて検討し、最後に支出について触れている。

(I) 収入 — (a) 公有財産賃貸収入。①粉ひき場。②売春宿 (1501年に町有化)。③ Fuentes の9分の1税 (novenos)。アルフォンソ11世はカルモーナ属域内の Fuentes を或る貴族に恵与した。当地は元々属域を有していなかったが、領主がカルモーナの属域を篡奪することにより、これを形成した。1480年に王権は篡奪された土地の奪回をカルモーナに認めさせたが、その中に Algarvejo のブドウ畑があった。ここの住民がブドウ畑を破壊して牧地に戻すことに反対したため、町はこれを認め、その代償として1496年以降、収穫の9分の1を町に収めさせた。④町有囲い牧地(1467年創設)。⑤家屋・店舗、浴場、土地など (永代賃貸)。⑥地代 (terrazgos)。一般に属域周辺部の町有地は不毛地が多く牧草地として利用されたが、地味良好の土地は穀物地代によって一時的借地として賃貸された。⑦かし林 (encinales)。この賃貸収入は1513年に初めて現われる。⑧家屋・店舗、角地

(cantillos, 魚屋・パン屋に賃貸), ごみ捨て場 (muladares)。⑨15世紀に消滅した収入。町有山林炭焼き許可料 (montaracia), 羊肉市場 (rastros del carnero, 羊肉, 豚肉, 子山羊, 子牛, つぐみ, ベーコン, 腸詰めを販売) 賃貸料。

(b) 徴収請負に出された料金収入。①属域罰金 (penas del campo, 属域内での違反行為に課せられた罰金)。②度量衡検査料 (almotacenazgo, 度量衡検査人 almotacén は度量衡器の監視と街区の清掃を担当し, 初めは違反行為への罰金や料金から給与を支給されていたが, 後に請負職となった)。③ブドウ酒搬入税 (entrada del vino, 外部から町内へ搬入されたブドウ酒に課税) とブドウ酒販売所使用料 (alhóndiga del vino, 搬入されたブドウ酒は1496年以後は町内1ヶ所のブドウ販売所のみで販売が許された)。④水汲み料 (renta de las azacanes, 1日2～3 cargas 以上の水を町有泉で汲む者から徴収)。⑤織物搬入税 (meaja de los paños, ③と同じ趣旨の税, 但し町外の商人にのみ課税)。

以上の(a), (b)の収入に関して, 著者は付表において1466～67, 1477～79, 1484～86, 1489～1522年の各年における収入金額の内訳を表示しているが, 本文においては金額についての立入った言及はない。ここでは, 付表から1501～10年の10年間の総収入の内訳を算出し, <表4>として示すが, ここからは, ブドウ酒搬入税, 粉ひき場賃貸収入, 属域罰金, 地代が主要な財源であったことを看取し得る。

(c) 臨時収入。(a), (b)は経常収入といえるものであり, これに対して次のような臨時収入があっ

<表4> 1501～10年の経常収入総額の内訳(単位 mrs.)

収 入 名	収入金額	%
小 麦 ・ 大 麦*	305,396.5	19.00
属 域 罰 金	237,757	14.79
粉 ひ き 場	222,036.5	13.81
売 春 宿	184,068	11.45
ブ ド ウ 酒 搬 入 税	173,991	10.82
店 舗 ・ 家 屋 ・ 角 地 ・ ゴ ミ 捨 て 場	147,849.5	9.20
度 量 衡 検 査 料	117,938.5	7.34
織 物 搬 入 税	106,869	6.65
永 代 賃 貸 料	37,553	2.34
水 汲 み 料	21,406	1.33
フ エ ン テ ス の 9 分 の 1 税	21,144	1.32
町 有 囲 い 牧 地	17,400	1.08
ブ ド ウ 酒 販 売 所 使 用 料	14,319	0.89
計	1,607,728	100.02

*町有地の小作料(現物地代)であり, 当年の穀価により mrs. に換算されている。

〔出所〕 Carmona, pp. 241-42, Anexo I より作成。

た。①食肉販売税 (blanca de la carne)。1481年に初めて現われる。コレヒドール (国王代官) と監察官 (pesquisidor) の給与を賄うために設けられ、徴収は請負、1 libra 当り 1 blanca を徴収する。②ブドウ酒・魚・塩税。ブドウ酒税は購入者が買価の 5% の金額を支払うもの。魚税は 1 libra, 塩税は 1 celemín 毎に 1 blanca を徴収する。③臨時消費税 (imposiciones)。臨時支出を賄うためにアルカバーラ (販売税) の課せられるのと同じ商品を対象に課税し、税率は殆どが 5% である。著者は附表において、1478, 1494~96, 1502~04, 1510, 1516~18, 1523, 1526年の各年の臨時消費税収入の内訳を示しているが、これからは、オリーブ油、食肉、家畜、小麦粉、魚への課税が重要な財源となっていたことが判る。

(II) 支出 — 支出は、給与費、建築費、属域関係訴訟費用、旅費、雑費から成る。雑費を更に細分すると、経常的な支出 (キリストの聖体の祝日の行列用のろうそく代、カルモーナ裁判所維持費、

〈表 5〉 1501~10年の^{註)}経常支出総額の内訳(単位 mrs.)

支出項目	金額	%
町参事会員などの給与	209,335	11.60
コレヒドールの給与	823,500	34.34
公共建築	160,371	6.69
訴訟費用	545,738	22.76
旅費	145,239	6.06
雑	357,609	18.57
計	2,241,792	100.02

註) 1503年は含まない。

〔出所〕 *Carmona*, p. 247, Anexo III より作成。

〈表 6〉 1501~10年の収入バランス(単位 mrs.)

	経常収入	経常支出	欠損
1501	152,614	381,188	228,574
1502	159,334.5	276,209	116,874.5
1504	213,253.5	244,452	31,198.5
1505	217,906.5	254,379	36,472.5
1506	196,831.5	234,883	38,051.5
1507	181,132.5	214,383	33,250.5
1508	130,138	291,550	161,412
1509	100,407	178,603	78,196
1510	97,161.5	166,145	68,983.5
計	1,148,779	2,241,792	1,093,013

〔出所〕 *Carmona*, pp. 241-42, Anexo I; p. 247, Anexo III より作成。

売春宿維持費、共同穀倉借上料、小麦秤借上料、Fuentesのブドウ畑収穫評価費用、属域定期視察費、属域境界設定費など）と不測の支出（王族の葬儀、狼狩り、公的接待、文書筆写などの費用）となる。著者は1500～17年の各年（但し1503年は史料欠如のためか表示がない）の支出の内訳を表示しているが、ここでは1501～10年の総額を算出して〈表5〉として示す。この表からは、コレヒドールの給与と訴訟費用が大きな割合を占めていたことが判明する。

以上はいわば経常支出であり、この他に臨時消費税によって賄われる特別の目的のための臨時支出があった。これは、1478、1494～96年の場合はサンタ・エルマンガードのための支出、1502年の場合は王女たちの結婚費用のための支出などとなっている。

さて、著者は収支バランスについては本文では特に言及していないが、結論において簡単な総括が見られる¹³⁾。即ち、収支は不均衡が著しく、とくに給与費、訴訟費用の負担が大きく、経常収入のみでは全く不十分であり、臨時課税への依存が次第に増大していったとし、かかる住民の負担増加がカルモーナの人口停滞の一因であり、住民は相対的に負担の軽い領主領へと流出していった、と指摘している。かかる収支のアンバランスは〈表6〉を見れば一目瞭然であり、9年間すべて赤字を計上し、平均すると経常収入は経常支出の僅か51%をカバーするに過ぎないことが判る。臨時課税への依存が必然化せざるを得ない所以である。

(4) 食料供給¹⁴⁾ — 住民の生活に必要な食料の確保は町当局の重要な任務の一つであったが、著者はこの問題を主要な四つの食料品に関して検討している。①小麦。これについては後出[IV](3)に譲る。②食肉。食肉供給については食肉市場^{いちば}への供給に責任を負う供給請負人(obligados)に委ねられた。町参事会は彼らと契約を交わし、供給確保に責任を負わせる代償として、食肉市場^{いちば}の独占的使用を許可した。食肉市場^{いちば}は囲壁内に3ヶ所、城外区に1ヶ所あったが、当局は供給請負人の独占による弊害(たとえば牧畜業者から食肉を買い叩くなど)を防ぐため、町有食肉市場^{いちば}を設けた。③魚肉。四旬節や水・金曜日の肉断ちの期間に必要であり、乾し魚と塩漬け魚が多かったが鮮魚もあった。④塩。カルモーナ属域内に塩抗はなく、Utreraやカディス方面からの塩の供給に依存していた。③、④とも②と同様に供給請負人によって、供給がなされた。供給請負人制度は正常な供給を確保するのに十分ではなかったが、著者はその原因は制度そのものにあるのではなく、町参事会による過度の規制や新しい状況への対応力の欠如によるものとしている。

(5) 町参事会¹⁵⁾ — 町の行政にあたる町役職を著者は、国王任命のものと町参事会任命のものに大別して検討している。

(a) 国王任命役職。①コレヒドール(国王代官)。エンリーケ2世は、内乱においてカルモーナが敵方の拠点の一つとなったため、懲罰的な目的もあってコレヒドールを当地に導入した。コレヒドールは王権の代理人であり、その存在は町の自治への脅威であるとともに、その給与を町が負担したことから町財政への圧迫ともなった。エンリーケ4世治世末期の混乱期には国王ではなく地方の有力貴族がコレヒドールを任命する事態も起こったが、カトリック両王時代の1478年に、カルモーナ城代がコレヒドールに任命されたことにより、王権の真の代理人としてのコレヒドールの制度が

定着した。コレヒドールは時折、中央から派遣される監察官 (pesquisidor) に服属した。またコレヒドールは自らのアルカルデと治安官とを任命し、これにより町のアルカルデと治安役は自動的に権限を剥奪された。ともかくもコレヒドール制の定着・強化＝町に対する王権の強大化が中世末期カルモーナの政治の第1の基本的事実であった。②町参事会員。町参事会員制度は14世紀中頃に設立されたと推測され、1383年には8人いたが、フアン2世、エンリーケ4世期に増加し、1464年には11人、カトリック両王期初頭には16人となった。1480年のコルテスの決議によりかかる増加分を削減する方向が打出され、8人の定員外参事会員の内7人は、死亡や辞任により漸次その職を離れた。かかる町参事会員の肥大化とその削減が第2の基本的事実である。なお、町参事会員は町参事会において発言権と投票権をもち有給であった。③教区代表。カルモーナには七つの小教区（囲壁内6、城外区1）があり、各区2人計14人の教区代表がいたが、1464年には実在しない小教区（国王が誤報により単なる庵を教区教会と見做してしまった）の代表2人が加わった。教区代表は教区民の声を町参事会に反映させる役割をもち発言権は有するが投票権はなかった。また免税特権を享受はするものの無給であった。ところで②、③の役職は、次第に特定の門閥出身者で占められるようになり、彼らは「家系的・身分的利害によって結ばれた閥族」を形成するようになった。かかる寡頭的支配の進展が第3の基本的事実として挙げられる。④上級アルカルデ (alcaldes mayores)。2人いてコレヒドール導入以前には、彼らが町参事会を主宰した。エンリーケ2世時代以来、コルドバ出身の Sotomayor 家が当役職を掌握した。コレヒドールによって裁判機能は失うが、発言権・投票権はもち有給であった。1472年に2名増加した。⑤治安長官 (alguacil mayor)。判決執行と治安維持とを任務とするが、④と同じくコレヒドール導入で実権を失う。⑥城代 (alcaldes)。15世紀のカルモーナには三つの城砦があったが、これらの城砦の管理責任者たる城代が1465年以来、発言権・投票権をもって町参事会に列席した。⑦町民代表 (personero)。③は毎年選出から終身・世襲職へと転化していったが、それにつれて寡頭支配層の独占するところとなり、住民代表という本来の機能を失い、閥族や自己の利益代表者へと変質していった。カルモーナの或る人物の王権への訴えかけがあつて、王権は1503年真の住民代表たるべき者として町民代表の任命に踏切った。しかしこの役職は短命であり、1506年には既に消滅している。その原因は、町民代表となった者が住民の利害ではなく、既存の支配体制に参加したいという自己の利害に則って行動したことにある、と著者はみている。寡頭支配に対抗して町民の利害を代表させようとする以上の王権の試みと挫折が第4の基本的事実である。⑧営繕長官 (obrero mayor)。公共建築物の監視・管理を担当する。

(b) 町参事会任命役職。①町代表 (procurador)。宮廷や法廷において町を代表する役職で、参事会員の中から1名を選出する。町の全体利益を守り、濫用や不正を告発し、また会計業務も補佐した。②出納役 (contadores)。町財政の監督にあたる役職で、参事会員と教区代表から各1名を選出する。③監査役 (veedor)。選出方法は②と同じ。食料供給関係業務を担当する他に、外来の織物や種馬の検査、居酒屋・宿屋・粉ひき場・小麦秤・広場・泉などの監督などを担当した。④管財役

(mayordomo)。町有財産(収入・家屋・店舗・町有地)の管理を担当。小教区内の有力者の中から選ばれた。⑤公証人。町参事会公証人と12人の一般公証人がいた。⑥その他。守衛(portero, 触れ役 pregonero ともなり、参事会員を呼び集めた)、治安吏(alguacil)、牧畜業者組合アルカルデ(alcalde de mesta, 家畜囲い場の巡回、畜群の監査も担当)、度量衡検査役(almotacenes)、代訴人(letrados)、セビーリャにおける訴訟代理人、医師、処刑人(verdugo)、時計役(relojero)など。

III 政治史

以下では、政治史的テーマを扱った G. J. の 3 編の論文について見ていく。

(1) 領主権・属域の問題¹⁶⁾ — カルモーナは王領地の町であったが、その属域は篡奪や恵与によって縮小していった。1324年にはサンティヤゴ騎士団によって篡奪された土地に対する町の権利を確認する国王特許状が与えられていて、篡奪の事実が知られるが、より重要なのは恵与である。14～15世紀の恵与を列举すると次の通りである。1345年アルフォンソ11世による Marchena 領主への Mairena の恵与、1371年エンリーケ2世によるサンティヤゴ騎士団長未亡人に対する Viso の恵与(1440年には別人の手に移譲・恵与され、翌年には周囲半レグアの土地が属域として与えられた)、1390年セビーリャの騎士への Torre de la Membrilla、1385年別人への Santa María de Guadajoz の恵与。こうして15世紀中頃にはカルモーナは、セビーリャ大司教、サン・ファン騎士団、5人の俗人領主の夫々の所領と境を接する状態となった。町は属域の恵与に反対し、恵与地との境界画定を繞っても争論が起きている。属域をめぐる争論のための訴訟費用は町の貧弱な財政にとって大きな負担となった。

15世紀に入ると属域どころか、町の領主権さえも危機に陥る。ファン2世、エンリーケ4世の混乱した治世には、町の支配をめぐる Ponce de León 家と Guzmán 家との確執が起きているが、エンリーケ4世治世の1469年には、Villena 侯 Juan Pacheco の画策により国王は彼を事実上、カルモーナの領主にせんばかりの状況であった。1465～68年の内乱以来、町の三つの城砦の内二つを Pacheco の一族が支配していた。第3の城砦は、Sotomayor 家が支配していたが、その背後には Pacheco の権力増大を阻止せんとする Medina-Sidonia 侯がいた。1472年には Pacheco にカルモーナが正式に譲与されるが、町の反対のために実質的な領有は出来なかった。1481年イサベル1世は、Pacheco を領主として受入れるのを拒否したためにエンリーケ4世から罷免されていた Sotomayor 家の2人を上級アルカルデに復位させ、これによりカルモーナは王領に復帰したのである。

属域削減の問題は王領地の都市にとって存立に関わる重大問題であったと言えるが、これをカルモーナに関して具体的に解明している点、また町の領主権を繞る問題に王国次元での貴族間党争が絡んでいたことを明らかにしている点に本論文の意義があると思われる。

(2) セビーリャとのエルマンガード¹⁷⁾ — カルモーナとそれに隣接する都市セビーリャとの関係をエルマンガードを通して考察しているのが第2論文である。セビーリャとの間には次の三つのエルマンガード(相互援助防衛協定)が締結されている。第1はアルフォンソ10世時代のものであるが、原文は現存しない。後の時代の史料から以下の内容を含んでいたと考えられる。①互いの属域内の牧地、水、森の相互利用、②人・家畜・商品の自由通行(諸種の通行税の免除)。1269年の国王特許状により、次の内容が加わった。③互いの属域内での伐採の自由、④セビーリャ住民はカルモーナから地代としての小麦を自由に搬出出来る。逆にカルモーナ住民は小麦を交換品として持参することなく、セビーリャから必需品(商品、鉄、香辛料、木材、ガラスなど)を搬出出来る。第2は1472年3月締結のものであり、双方の参事会からの第1の文書の紛失、1465～68年の王国の政治的不安定が背景となっていた。相互軍事援助条項の他に以下の条項から成る。①カルモーナ住民のセビーリャ属域利用権(牧畜、伐採、果実採取)と②自由通行権、③第1の④と同じ。第3は1479年8月13日のもので、国内状況の平穏化と1472年協定の失効とが締結の契機となった。内容は以下の通り。①カルモーナ住民は1,000cargasの鮮魚、塩漬け魚、鉄、金具、槍を小麦を持参することなくセビーリャから搬出出来る。またセビーリャで売却した小麦への課税を免除される。②1472年協定の②の確認。③セビーリャの属域内、とくにConstanciaの森での伐採権の確認。④セビーリャが行なったカルモーナ属域内のAlamedillaの囲い牧地化を取止めること。⑤互いの畜群に課税しないこと。⑥第1の④と同じ内容。

第3のものは、両都市間の係争問題の解決のために締結されたのだが、その後も係争は続き、1480～1510年の間に両者の関係は悪化していった。この間、次のような争論が起こっている。①1482～83年。1479年協定を両者が遵守していないとして争いが起り、この協定の再確認により結着。②1496～1500年。同じ原因で争いが起り、国王裁判官の判決により結着。③1510年。境争論。セビーリャ大司教、セビーリャの上級アルカルデ、カルモーナの町参事会員の3人による判決で結着。

以上のように著者は16世紀初頭までの両都市の関係を辿っているが、注目すべきは結論の一つとして、両都市間のエルマンガードが防衛的性格の一時的連合を越えて「経済的利害共同体」を形成していた、と指摘されていることであり、通常、治安維持・防衛といった側面が主として問題とされてきたエルマンガード研究に新生面を切拓くものと言えよう。

(3) グラナーダ戦争とカルモーナ¹⁸⁾ — 近年、グラナーダ戦争への各都市・地方の参加が一つの研究テーマとなっている¹⁹⁾が、第3論文はこの点をカルモーナについて解明したものである。まず参加の形態を、①人的参加、②物的参加、③経済的参加に分類し、夫々について町参事会議事録、会計文書を主要史料として詳細に明らかにしている。①は兵員の供出である。カルモーナは1482年の開戦以来、殆どすべての戦闘に兵員を供出しており、王権から町に供出を要求された兵数が兵種別(騎兵、歩兵、輜重兵)に一覧表にして示されている。この他に町からは志願兵、傭兵なども加わった。②は食糧や駄獣の供出であり、供出された小麦・大麦の量、ロバ・ラバ・牛の頭数がやはり表に示

されている。③は出征兵士への給与支払いが主なものだが、その他に王権への戦費貸与、1487年マラガで捕虜となったユダヤ人を預かる費用などがある。

著者は具体的事実の提示に留めているが、その成果は町財政の研究にも関連すると言えよう。しかし支出関係の史料は16世紀初頭以降しか現存しないようであり、時代的ずれからして積極的活用は困難かも知れない。だが、かかる支出が町財政を圧迫したであろうことだけは確認出来よう。

IV 社会経済史

ここでは社会経済史関係の G. J. の 2 論文を紹介する。

(1) レパルティミエント — 第 1 論文²⁰⁾はカルモーナのレパルティミエントについて、その文書の復元と分析を行なっている。レパルティミエント文書の原本は存在しないが、次のような 4 種類の写本がある。〈写本 A〉(カルモーナ公立文書館所蔵) 1466年カルモーナの上級アルカルデの作成した 2 葉から成る最も完全な写本で、次のような構成となっている。①王族と騎士団に与えられた donadíos (7 件) の内容, ②住民リスト。a) イダルゴ騎士 (30 人) とアルカルデ (2 人), b) 都市騎士 (15 人), c) 歩兵と一般住民 (60 人)。〈写本 B〉(同文書館所蔵) 1530 年頃, セビーリャのレパルティミエント文書 (Espinosa 型)²¹⁾をもとに作成された写本で、上記の項目の内の②の c) の部分についてのみの写本。〈Ms. 892〉(国立図書館所蔵, 892 は文書番号) セビーリャのレパルティミエント文書 (Espinosa 型) の写本の一種で、カルモーナのレパルティミエント文書の一部が挿入されている。やはり②の c) の部分についてのみの。構成は、①カルモーナ住民 27 人のリスト, ②アルフォンソ 10 世の特許状 (カルモーナのアルカルデへの donadio の恵与, セビーリャの特別法のカルモーナへの許与), ③住民 29 人のリスト, ④住民 97 人のリスト, となっている。〈Ms. 681〉(同図書館所蔵) 〈Ms. 892〉の殆どそのままの再製であるが、④の部分に更に 58 人のリストが付加えられている。

以上の 4 種類の写本に共通している、「歩兵と一般住民」の部分については、複数の写本に現われる人名と特定の写本にしか現われない人名とがあり、その関係は複雑で容易には理解し難いが、ともかくも著者はこれらの史料をもとに、この部分について 198 人のリストを復元している。

次に著者は復元したレパルティミエント文書について分析を行なっている。カルモーナは 1247 年 9 月にフェルナンド 3 世により再征服され、その領主権は翌年初頭に王女 Juana de Ponthieu に与えられたが、1253 年にアルフォンソ 10 世が王権の手に領主権を取戻し、父王やその娘による恵与の確認や見直しを行なった。恵与には、① donadíos (王族や騎士団への恵与で規模は大きく、義務を全く負わない) と、② heredamiento (居住者への恵与で、規模は小さく、居住義務と馬・武器の装備義務とを負わされた) の 2 種類があった。②の場合は居住者の社会的軍事的地位に応じて内容が異なり、カルモーナの場合は次の通りであった。a) イダルゴ騎士。家屋 2 軒, 耕地 8 yugadas, ブドウ畑 6 aranzadas, 野菜畑 3 ars., b) 都市騎士。家屋 1 軒, 耕地 4 yugs., c) 歩兵。家屋 1 軒, 耕地 2 yugs.。さて、著者の復元したリストの中で居住者となったとは考えられない donadíos の被恵

与者を除くと、244人の人名が得られるが、この内106（43%）については人名から出身地の判定が可能であり、その結果は、レオン王国（アストゥリアス、ガリシア、レオン、エストレマドゥーラ）25.50%、カスティーリャ王国（新・旧カスティーリャ、アンダルシーア）69.00%、アラゴン、ナバーラ両王国5.50%となる。著者はアンダルシーアからの移住者が25%を占めていることに注目し、一旦アンダルシーアに移住してきた後で、同じアンダルシーア内の別な土地に移動する者が多いという移住者の流動性の高さを指摘している。最後に著者はムデハルにも論及している。彼らは1253年のレパルティミエント実施時には大部分が残留しており、1255年のカルモーナの属域境界面定作業にも参加しているが、1264年に反乱を起し、それが鎮圧された後に強制的に移住させられ、13世紀末までには完全に消滅した。

恐らく複雑で地道な作業に基づくものと推察される人名リストの復元には著者の労苦が窺われるが、その利用範囲となると出身地の分析やここではなされていないが洗礼名の頻度の分析に限られてしまうようであり、労苦の大きさの割には利用価値が小さいという印象を受ける。

(2) 15世紀の穀物危機²²⁾ — 第2論文は食料供給の問題に関連して、15世紀カルモーナの穀物危機の問題を以下の三つの時期に分けて考察している。①1465～69年。王国の政治的危機と一致しているのが特徴的。1466年7月以来アンダルシーア地方は不作に見舞われ、67年末に一段と悪化した。小麦価格は1265年の18mrs./fanega から1268年12月の200mrs./f.へと10倍以上も騰貴している。穀物ばかりでなく、食肉、魚などの食料品や手工業製品（履物、織物、鉄製品）の価格も上昇している。②1473年。貨幣の悪鑄と一致している。降水不足による不作が原因であり、魚、果物、野菜の価格上昇も見られる。③1486～1522年。この期間で穀物不足となったのは、1486～87、1489、1491、1502～08、1516、1520～22年である。町当局は、穀物の町外搬出禁止、小麦（粉）貯蔵量の調査・徴発、浮浪者の追放といった対策を講じ、更に共同穀倉（pósito）を設置して対応した。著者は1456～1522年の小麦と大麦の価格を表にして示し、この間の穀価の変動について、1512年までは穀価は非常に安定しており、安定は供給不足・不作の時に崩れたのみであるが、1512年以降は軽い上昇が見られると纏めている。また穀物危機の時に、町有地の分配・開墾の要求が出され、それが実行されて増産が図られたことを指摘している。

穀物問題を穀価の変動のみでなく、町当局の対応まで含めて考察していて有益であるが、更に穀物危機が社会不安を醸成し、社会的混乱が起こらなかったかどうか知りたいところである。

V 教会史

G. J. の教会史分野での唯一の論文（と言っても社会経済史分野との関わりが深い）は、受祿聖職者組合の財産形成過程に関するものである²³⁾。カルモーナの教会、修道院、施療院、信心会の財産形成過程を窺わせる史料はなく、唯一つ受祿聖職者組合についてのみかかる史料があるという。[I] で見たように著者はこの団体の所蔵文書目録を作成しており、関係史料に通暁していると言えよう。

利用された史料は1818年に作成された同組合の財産目録であり、これには財産の内容、寄進者名、財産の位置と四至、広さ、受領日などが記されている。著者はこれを整理して、1321～1477年の間に獲得された土地財産について、その面積、累計面積、増加率、指数値を一覧表にして示している。この期間の中では1321～1424年が土地財産が大きく増加した時期であり、とくに1401～24年はこの期間の全獲得財産の52.65%が手に入った時期であった。これらの土地はすべて寄進によるものであり、小規模なものが多く、全43件の内27件は50fanegas以下であり、100fs.以上は5件のみである。大規模な寄進は、1424年の組合長自身による寄進で、2ヶ所718fs.に上り、全体の30%にも相当する。寄進地はオリブ畑はなくすべて耕地であり、永代センソで小作に出されていた。

宗教団体が寄進によって土地を集積していく過程が具体的数値で示されており興味深いのが、個々の寄進についての事情（寄進者の地位、寄進の動機など）がどうであったのか、関心を惹かれる。

お わ り に

以上、中世都市カルモーナ研究の現況を見てきたが、カルモーナがセビーリャやコルドバのような大都市ではなく、一人の研究者がその全体を対象にし得る程度の規模の都市であったことにもよろうが、G. J.の研究は完成度の高い秀れた研究であると評することが出来、中世アンダルシア地方都市研究の一つの範型となり得るものであると言えよう。

さて、本稿によって筆者は、コルドバ²⁴⁾、カディス、ヘレス＝デ＝ラ＝フロンテラ²⁵⁾、カルモーナという中世アンダルシア地方の4都市の研究現状の把握を了えたことになる。これらの4都市を選んだのは、特別な意図があったからではなく、かかる作業に不可欠な文献収集が、完璧とは勿論言えないが或る程度果たせたからという全く便宜的な理由による。しかし前3都市は偶然にも人口規模からして、旧グラナーダ王国内のグラナーダとマラガを除くとアンダルシア地方の第2～4位にある都市となった。同じアンダルシア地方都市といっても、これらの4都市は夫々に特質をもち、一律に論ずる訳にはいかないもののいくつかの共通する問題のあることも事実である。例えば、大雑把に言って、レパルティミエント、属域、都市法、党争、都市財政、食料供給、教会・修道院財産の形成過程、少数民族等々の諸問題がそれであり、中世アンダルシア諸都市の比較を目指す場合には、これらの諸問題が重要となることを今までの作業から確認しつつ、他の中世アンダルシア地方都市へと目を向けて行くことにしたい。

〔略語表〕

AH	<i>Archivo Hispalense</i>
AM II	<i>Actas I Congreso Historia de Andalucía. Diciembre 1976. Andalucía Medieval, Tomo II, Córdoba, 1976.</i>
Carmona	<i>M. González Jiménez, El concejo de Carmoma a fines de la Edad Media (1464～1523), Sevilla, 1973.</i>

CEM *Cuadernos de Estudios Medievales*
 HID *Historia. Instituciones. Documentos.*

- 1) 本稿で取上げたもの以外の、G. J. の著作を管見の限りで参考までに列挙すると以下の通りである。探索にあたっては、E. Sáez, M. Rossel, *Repertorio de Medievalismo Hispánico (1955-1975)*, III, Barcelona, 1983; C. Rodríguez Waflar, A. Treviño Martín, *Índice de la Revista «Archivo Hispalense»*, Sevilla, 1984 が有益であった。
1. “Un testimonio cordobés sobre la crisis de la segunda mitad del siglo XIII”, *Anuario de Historia Económica y Social*, 3, 1970.
 - 2* “La revolución de 1868 en Carmona”, *AH*, 54 (167), 1971.
 3. “El concejo de Alanís en el siglo XV”, *AH*, 56 (171-173), 1973.
 4. “Un manuscrito sevillano sobre agricultura : el libro de hacienda del monasterio de San Isidoro del Campo”, *AH*, 57 (174), 1974.
 5. “Notas sobre el coste de la vida y la alimentación en Marchena a fines del siglo XIV”, *AH*, 57 (175), 1974.
 6. “Ordenanzas del concejo de Córdoba (1435)”, *HID*, 2, 1975.
 7. *La repoblación de la zona de Sevilla durante el siglo XIV. Estudio y documentación*, Sevilla, 1975.
 8. “Aspectos de la economía rural andaluza en el siglo XV”, en *Huelva en la Andalucía del siglo XV*, Huelva, 1976.
 9. En colab. con M. A. Ladero Quesada “La Orden militar de San Juan en Andalucía”, *AH*, 59 (180), 1976.
 10. “Propiedades y rentas territoriales del cabildo de la Catedral de Sevilla a fines de la Edad Media”, *Cuadernos de Historia*, 7, 1977.
 11. En colab. con M. A. Ladero Quesada “La población en la frontera de Gibraltar y el repartimiento de Vejer (siglos XIII y XIV)”, *HID*, 4, 1977.
 12. “Beguinos en Castilla. Nota sobre un documento sevillano”, *HID*, 4, 1977.
 13. “Nivel moral del clero sevillano a fines del siglo XIV”, *AH*, 55 (183), 1977.
 14. En colab. con M. A. Ladero Quesada, *Diezmo eclesiástico y producción de cereales en el reino de Sevilla (1408-1503)*, Sevilla, 1978.
 15. “Notas sobre la pesca en el Guadalquivir : los canales de Tarfia (siglos XIII-XIV)”, *AH*, 62 (191), 1979.
 16. *En torno a los orígenes de Andalucía*, Sevilla, 1980.
 17. “Esclavos andaluces en el Reino de Granada”, en *Actas del III Coloquio de Historia Medieval Andaluza. La sociedad medieval andaluza : Grupos no privilegiados*, Jaén, 1984.
 - 18* “Inmigrantes y repoblación en la Andalucía del siglo XIII”, en *Jornadas de Historia Medieval Andaluza*, Jaén, 1984.
 - 19* *Carmona en la Edad Media*, Sevilla, 1984.
- (*を付したものは筆者未見)
- 2) J. Hernández Díaz, A. Sancho Corbacho, F. Collantes de Terán, *Colección diplomática de Carmona*, Sevilla, 1941.
 - 3) M. González Jiménez, *Catálogo de documentación medieval del Archivo Municipal de Carmona*, I (1249-1474), Sevilla, 1976 : II (1475-1504), Sevilla, 1981.
 - 4) *Ordenanzas del concejo de Carmona*. Edición y estudio preliminar por M. González Jiménez, Sevilla, 1972.
 - 5) G. J. は48項目としている。Ibid, p. 6. 法文の見出しは53あるが、この内、títuloで始まる項目は46ある。残り7の内、6 (以下の①~⑦で〈付〉で示した条項) は前条項の付帯条項と見做すことが出来、残りの

冒頭の町参事会に関する項目を上記の46に加えると47項目となる。

- 6) *Ibid.*, Apes. I-VII.
- 7) M. González Jiménez, "Ordenanzas del Concejo de Córdoba (1435)", *HID*, 2, 1975, pp. 189-315.
- 8) M. González Jiménez, "Archivo de la Universidad de Beneficiados de Carmona. Catálogo de documentación medieval", *HID*, 1, 1974, pp. 359-387.
- 9) *Carmona*.
- 10) *Carmona*, Parte I, cap. II.
- 11) *Carmona*, Parte I, cap. III.
- 12) *Carmona*, Parte II, cap. II.
- 13) *Carmona*, p. 294.
- 14) *Carmona*, Parte II, cap. III.
- 15) *Carmona*, Parte II, cap. I.
- 16) M. González Jiménez, "Aportación al estudio de los señoríos andaluces: El caso de Carmona", en *Homenaje al profesor Carriazo*, tomo III, Sevilla, 1973, pp. 39-61.
- 17) M. González Jiménez, "La Hermandad entre Sevilla y Carmona (siglos XIII-XVI)", en *AM II*, pp. 3-20.
- 18) M. González Jiménez, "Aportación de Carmona a la guerra de Granada", *HID*, 1, 1974, pp. 85-110.
- 19) 管見の限りで挙げておくと、マドリードについては、E. Benito Ruano, "Aportación de Madrid a la guerra de Granada", *Anales del Instituto de Estudios Madrileños*, 8, 1972, トレードについては、Id., "Aportaciones de Toledo a la guerra de Granada", *Al-Andalus*, 25, 1960, アストゥリアス地方については、M. J. Suárez Álvarez, "Aportaciones asturianas a la guerra de Granada", *Asturiensia Medievalia*, 1, 1972, 諸外国人については、E. Benito Ruano, "La participación extranjera en la guerra de Granada", en *AM II*, サンティヤゴ騎士団については、R. G. Peinado Santaella, "La orden de Santiago en Granada (1494-1508)", *CEM*, VI-VII, 1978-79, とくにマラガ攻略に関してはムルシアについて、J. Torres Fontes, "Los murcianos en la conquista de Málaga", en Id., *Estampas de la vida de Murcia en el reinado de los Reyes Católicos*, 2ª. ed., Murcia, 1984, バレンシアについて、J. Martínez Ortiz, "Participación de Valencia en la conquista de Málaga. Año 1487", *Anales del Centro de Cultura Valenciana*, 1967〔筆者未見〕。総括的ノートとして、A. Malpica Cuello, "Cooperación nacional a la guerra de Granada", *CEM*, 1, 1973.
- 20) M. González Jiménez, "Repartimiento de Carmona. Estudio y edición", *HID*, 8, 1981, pp. 59-85.
- 21) セビーリャのレパルティミエント文書には、Espinosa 型と、Palacio 型がある。これについては、J. González, *Repartimiento de Sevilla*, 2 tomos, Madrid, 1951, II, pp. 7-10.
- 22) M. González Jiménez, "Las crisis cerealistas en Carmona a fines de la Edad Media", *HID*, 3, 1976.
- 23) M. González Jiménez, "La Universidad de Beneficiados de Carmona: Estudio de la formación de una propiedad eclesiástica", en *Actas de las I Jornadas de Metodología Aplicada de las Ciencias Históricas. II. Historia Medieval*, Santiago de Compostela, 1975, pp. 155-159.
- 24) 拙稿「アンダルシーア地方都市コルドバ (1236~1516年) — 最近の研究動向を中心とした覚書 —」『鹿兒島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』, 第38巻, 1986年。
- 25) 拙稿「中世アンダルシーア地方都市カディスとヘレス=デ=ラ=フロンテーラ — 研究の現状の関する覚書 —」同上, 第39巻, 1987年。

〔付記〕本稿は、昭和60年度文部省科学研究費奨励研究(A)による研究成果の一部である。